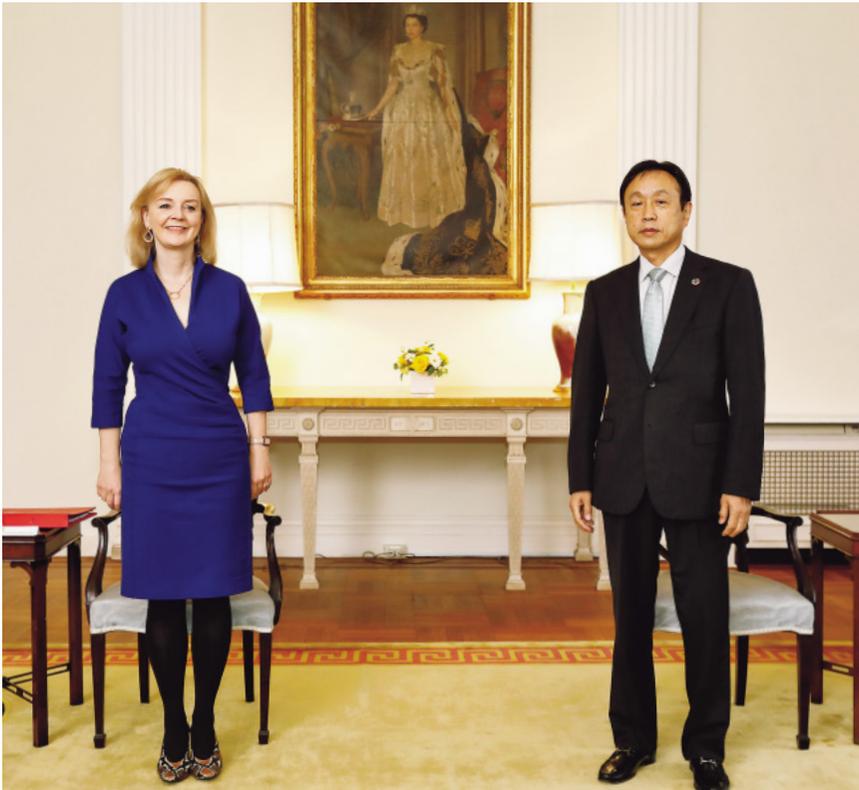


# 日英 EPA 発効

— 新しい日英関係の幕開け、そして更なる高みへ —

エリザベス・トラス Elizabeth TRUSS  
英国 国際通商大臣・通商委員会議長と懇談  
(2020年10月23日)



トラス国際通商大臣(左)と早川副会長

2021年1月1日、日英包括的経済連携協定(EPA)が発効した。

英国のEU離脱という歴史的決定から約4年半、経団連は、日本企業への負の影響を最小限に留めるべく、働き掛けを継続してきた。特に日EU経済連携協定(EPA)に基づく貿易投資環境が後退しないよう、移行期間終了(2020年12月末)から切れ目なく、日英EPAを発効させることが最重要課題であったが、今般これが実現した。また、日英EPAには、関税の引き下げや電子商取引に関するルール分野で日EU EPAを上回る内容も含まれており、両国に更なる利益をもたらすことが期待される。

2020年10月23日、日英EPA署名当日の朝、経団連はトラス国際通商大臣と懇談し、EPAを土台とする日英関係の一層の強化と、英国のCPTPP参加に向けて連携することを約束した。

今年は、日本がCPTPP議長を、また英国がG7議長国を務める。民主主義や法の支配といった価値観を共有する両国が、自由で開かれた貿易投資の実現を推し進めるうえで重要な1年となろう。